

# 舞鶴市立三笠小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

舞鶴市立三笠学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・保護者その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 学校経営計画等への位置づけ

- 1 目指す学校像を「子どものよさを引き出し、安心して学ぶことのできる学校」とし、あらゆる教育活動の場面で、一人一人が大切にされ、安心して自分のよさを発揮できているかを重視する。
- 2 「いじめのない学校づくり」を最重点課題とし、そのために、教師の気づく力・気づきを向上する力の向上を図る日常的な取組と校内研修、ケア委員会・いじめ防止対策委員会の活用・充実、道徳の時間を中心とした心の教育の充実、児童に寄り添った人権教育及び生徒指導を充実させる。
- 3 学期ごとに行う学校評価に、いじめ防止等についての項目を設け、組織的に点検し改善を行うPDCAサイクルを確立する。
- 4 教職員評価制度に基づく個別面談等を活用し、教師の気づく力の向上や居場所のある学級づくりについて、個々の教職員の意識を高めるとともに取組状況を把握し、教育の質の向上に努める。

## 第2 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や外部有識者、専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当、養護教諭、人権主任、ケア委員会メンバー（生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育主任）

学校運営協議会委員、PTA会長、スクールカウンセラー等

- 3 「いじめ防止対策委員会」は月1回を開催し、緊急に必要があるときはこの限りでない。（毎週金曜日の終礼での児童の実態交流や毎月の職員会議での児童交流、ケア委員会なども、いじめの早期発見のための重要な機会である。いじめに関する事案であると判断した場合は、これらの会を「いじめ防止対策委員会」に切り替えることができる。）
- 4 「いじめ防止対策委員会」は、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実効・検証・修正
  - (2) いじめの相談・通報の窓口
  - (3) 関係機関、専門機関との連携

- (4) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

### 第3 いじめの未然防止

#### 1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、すべての児童生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がP T A等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

#### 2 いじめの未然防止のための取組

##### (1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- \* 学習規律の確立
- \* 少人数授業の推進
- \* 言語活動の充実（昼読書）
- \* 自主学習活動の充実
- \* 教室環境の整備

##### (2) 自己有用感を高め、自尊感情を育む取組の推進

- \* お互いを認め合い、一人一人が大切にされる学級経営
- \* 特別活動の機能を活かした学級づくりの推進
- \* なかよし班活動での異学年交流とよりよい人間関係づくりの推進

##### (3) 豊かな心を育む取組の推進

- \* 体験活動の充実
- \* 道徳教育の推進
- \* 福祉教育の推進
- \* 地域との交流活動の充実
- \* 規範意識、コミュニケーション能力の向上

##### (4) いじめについての理解を深める取組の推進

- \* 人権旬間の取組
- \* 人権学習の保護者への公開
- \* 授業の実施 各学年、年2回（6月、12月）

##### (5) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- \* 教職員の「気づく力」の向上を目指した取組（毎週金曜日の終礼の活用、日常的な学級公開等）
- \* 校内研修の実施（年3回）
- \* 校外研修会への参加

- \* いじめ不登校対策会議への参加

## 第4 いじめの早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員にわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

### 2 いじめの早期発見のための取組

#### (1) 情報の集約と共有

- \* 個々の教職員が気づきを高める意識を常に持ち、どんな小さな気づきも自分の中にとどめず声に出すことを徹底する。
- \* いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- \* 緊急の場合は、臨時職員会議等で情報を共有する。

#### (2) 全児童生徒を対象としたアンケート調査及び面談を実施する。

- \* アンケート調査 5月・11月（いじめアンケート）、1月（学校独自）
- \* 面談 6月、11月、2月

#### (3) 相談体制の整備と周知

- \* スクールカウンセラーとの情報の共有
- \* いじめ相談室、舞鶴市教育支援センター「明日葉」との情報の共有
- \* 校内相談窓口の設置

## 第5 いじめ事案への対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係児童生徒から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて、学校の取組方針を伝え、協力を求める。

- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### 3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。）

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。2つの要件を満たしていない場合は、いじめ対策委員会であらためていじめが解消に至るための取組や支援について対処プランを策定する。

### 4 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。（インターネット、メール、携帯電話、LINE等）
  - \* アンケートの実施
  - \* 非行防止教室の開催
  - \* 情報モラルの計画的な指導

## 第6 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を共有する。
- 3 調査結果を教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

## 第7 関係機関との連携

### 1 地域・保護者との連携の推進

- (1) PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
  - \* 研修会の実施
- (2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

### 2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。